

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成21年(才)第99号
決定日	平成21年2月27日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	竹内 行 夫 今井 功 中川 了 滋 古田 佑 紀
当事者等	上告人 高野 邦 夫 被上告人 国 英 介 同代表者 法務大臣 森 徹 同指定代理人 五十嵐
原判決の表示	東京高等裁判所平成20年(ネ)第2929号(平成20年10月16日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本件上告を棄却する。</li><li>2 上告費用は上告人の負担とする。</li></ol> <p>第2 理由</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>平成21年2月27日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 我 妻 容 子 (印)</p> <p>これは正本である。 同日同庁 裁判所書記官 我 妻 容 子</p> 	